

東京都教職員研修センター人権教育資料センター
－DVD等の所外貸出規程－

令和6年3月27日
5教セ開第333号
研修部長決定

(定義)

第1条 この規程において「DVD等」とは、DVD、ビデオ及び動画などで、電子記録媒体、磁気記録媒体又は電磁的記録等で記録され、機器により再生されるものをいう。

(貸出対象)

第2条 貸出は、東京都に在住又は在勤・在学する者に対して行う。

(貸出期間)

第3条 貸出期間は、貸出を受けた日から14日間とする。ただし、所長が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

(貸出手続)

第4条 貸出を受けようとする者は、東京都教職員研修センターのWebページから人権教育資料センター宛てに申し込みを行う。

なお、貸出に当たっては第2条の要件を満たしているものを確認する。

(借用及び返還手続)

第5条 借用及び返還は、貸出を受けようとする者若しくはその代理人の来所又は郵送若しくは都庁交換便により行うものとする。動画の場合は電子メールによる。

(使用状況報告)

第6条 貸出を受けた者は、DVD等の視聴終了後、速やかに使用状況を所長に報告する。

(損害賠償)

第7条 貸出を受けた者が、貸出物件を紛失または損傷した場合には、所長は貸出を受けた者に対して、現品による賠償または貸出を受けた者の負担による修理をさせることができる。

附 則

本方針は決定の日から施行する。